## 〇議長 神谷信夫君

ただいまから令和5年第2回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

## 〇議長 神谷信夫君

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番神谷秀明議員、2番上原勝彦議員を指名します。

# 日程第2. 会期の決定

## 〇議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

## 日程第3. 諸般の報告

## 〇議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、 例月現金出納検査に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

### 〇議長 神谷信夫君 企業長。

# 〇企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。1ページをお願いします。まず、理事会について。去る令和5年5月26日(金)に企業団大会議室において、令和5年第3回理事会を開催いたしました。内容については、次のとおりとなっております。

諸般の報告につきましては、入札結果についてと第65回水道週間の取組みの実施についてでございます。

付議事項につきましては、繰越計算書の報告、それから給水条例の一部を改正する条例について でございます。以上が理事会の内容でございます。

続きまして、2. 報告事項について。(1)入札結果について。1番、令和5年度給水検査委託業務、こちらの方は入札を中止してございます。表下の方にございますけれども、15者中14者辞退の為、残る1者と見積によって随意契約をしてございます。契約金額が843万7,000円。契約の相手方は、株式会社 美光設備さんでございます。

続きまして、2番、令和5年度水質検査業務、648万8,000円で一般財団法人沖縄県環境科学センターが落札でございます。

3番、広報紙印刷製本業務、137万1,150円で丸正印刷株式会社が落札でございます。

4番、令和5年度量水器新規購入、203万3,652円で高千穂産業株式会社が落札でございます。

5番、令和5年度量水器取替修理、447万7,000円で株式会社ニッコク九州支店鹿児島営業所が落 札でございます。

2ページをお願いします。(2)第65回水道週間の取組について。住民の皆さんに水道についての理解や関心を高めてもらうために活動を行っております。

週間は、6月1日から6月7日まででございます。今年の標語は、「水道水 安心・安全 これからも」でございます。

活動の内容ですけれども、1番、水道読本の配布、生活に欠かせない水資源について楽しく学習することを目的として、給水区域内小学4年生全員に授業の副読本を配布しております。配布は、4月28日に行っております。給水区域内8小学校4年生997名への配布でございます。

続きまして、2番、企業団施設等における水道週間立て看板、横断幕、のぼりを設置。5月31日設置を予定しておりましたけれども、台風の影響で本日から設置をしております。

場所は、南風原町役場、八重瀬町役場、それと企業団の主な施設の方に設置をしてございます。

3番、小学生習字コンクールの実施。5月22日までに締切をしまして、5月29日(月)に審査をいたしました。6月8日に表彰式を予定しております。

受賞作品は28点、企業団庁舎ロビーで6月1日から6月21日まで。イオン南風原で6月21日から6月30日までの間の展示を予定しております。

続きまして、4番、水道施設見学バスツアーの実施。こちらの方も6月4日に予定してございましたけれども、台風の影響で11日に延期しております。

対象者は、南風原町・八重瀬町内の小学4年生から小学6年生までの児童と保護者。見学場所は、 ギーザ地下ダム、摩文仁浄水場、倉敷ダム、石川浄水場でございます。以上が諸般の報告でござい ます。

## 〇議長 神谷信夫君

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第4. 一般質問

## 〇議長 神谷信夫君

日程第4.一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番 照屋仁士議員。

## 〇4番 照屋仁士君

それでは、一問一答で進めたいと思います。先日、昨年の12月議会での答弁のとおり、南風原 町議会への申し出に関する個別説明の場を作っていただきました。

なかなか折り合いがつかないものの少しずつでもお互いの理解や対応の溝を埋めていければ幸いであります。

私は、町民や仲間の議員からも様々なことを託されてこの場に立っています。そのためにも議論の振り返りや構成町議員への情報共有、また広く逼く両町の住民の皆さんへの情報提供が重要との観点から1点目の質問をします。

大きい1. 議事録の早期開示をであります。(1) 議事録開示の状況はどうか。いつから早期開示、できれば次定例会前のホームページ掲載ですけれども、それが可能かどうか、お答え下さい。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

## 〇企業長 金城政光君

お答えします。企業団ホームページの議会議事録の掲載は現在、令和3年第4回定例会までとなっております。早期開示するために、まずは令和4年度の定例会及び臨時会の会議録確認を急いでおり、6月末までには掲載したいと考えております。

総務課職員において、議会事務局の業務も兼任しておりまして時間を要しておりますが、反訳を 終えた令和5年分(第1回定例会及び第1回臨時会)についても、早めに各議員へ確認をいただき、 掲載に向けて進めていきたいと考えております。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

## 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。答弁から見ても取り組んでいただいていることは理解できました。私たち議会への確認も必要ということで、私もこの定例会前に議事録をいただいて読ませていただきましたが、今回のこの一般質問を作るにあたっても、やはり継続性と検証が必要だろうという観点であります。

早期の公開がすぐに難しいということであれば、未定稿の状況だけでも先に質問作成前にもらう ことは可能かどうか。また、それについてもちょっと検討していただきたいと思いますが、いかが ですか。

## 〇議長 神谷信夫君 総務課長。

## 〇総務課長 外間匠君

お答えいたします。いま質問がありました未定稿のもについても検討して、なるべく前向きに提供できるように検討してまいります。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

# 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。南風原町でも議会広報誌作成とか、そういったことに関しては、未定稿の状況であっても先に議員に渡して精査したり、広報に掲載したりということをやっていますので、問題ないかと思いますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

大きな2番に移ります。南部水道企業団に対する信用を取り戻せであります。前回も質問いたしましたが、前回質問の、d辞令なし昇給について確認をさせていただきます。給与問題について、 私はこれまで自分なりにしっかり調べてきたつもりでありますが、また、その時々で派遣議員に情報をいただきながら理解をしようと取り組んできました。

しかしながら、未だに自身も全容を理解できていませんし、また町民の方々からいただく疑問や 指摘に応えることができない非常に歯痒く思っているところであります。

南部水道企業団にとっては、解決済みかもしれませんけれども、この問題について、私の取り組みに対して注視をしていただいている町民がいるということをご理解いただいた上で、わかりやすく改めて答弁をいただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。 (1) 2017年3月31日付けアドバイザー会議提言書、お手元にコピーが皆さんのところへ配布されていると思います。 3ページの③の1、問題の事象より、飛び級は、係長級で1名(平成12年)、課長級で2名(平成15年)とありますが、それぞれに発覚をしてから訂正されるまでの期間を示していただきたいと思います。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

## 〇企業長 金城政光君

お答えします。この問題が発覚したのが平成25年末頃と聞いております。その飛び級とされる職員の給与訂正が、平成29年3月で昇格した当時から期間を示しますと、平成12年の係長で16年3ケ月、平成15年の課長で13年11ケ月でございます。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

#### 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。再質問も想定していましたけれども、最初の答弁でいただいていますので、 次に移りたいと思います。(2) その期間、いま1で答えた期間は、結果的には私は過払いにあた ると考えますけれども、その額、それぞれを示していただきますか。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

## 〇企業長 金城政光君

お答えします。給与問題における給与差額計算は、法に基づき、起算日(給料の訂正を行った 日)から遡って請求及び支払い出来る額の計算を行っております。 本給与差額計算にも相当の時間と費用を要しております。本件の額を算出するのは出来かねます。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

#### 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。いま答弁の中で法に基づいてその起算日が設定されているということであります。それでいくと、既に支払い、未払い、過払いは昨年度で終了していますけれども、この年月については、先程1で答弁していただいた16年とか、13年と異なるわけです。この法に定める年月については、未払いと過払いでそれぞれどのような年月になるかお答えいただけますか。

#### 〇議長 神谷信夫君 総務課長。

### 〇総務課長 外間匠君

お答えいたします。過不足金の期間につきましては、不足分、これは未払いにあたりますけれど も、不足分は労働基準法第115条に基づき起算日から遡って2年、そして過払い分は地方自治法 第236条に基づき起算日から遡って5年が妥当であると思います。以上です。

## 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

## 〇4番 照屋仁士君

いまお答えいただきました。2年と5年ということで、この年数を示していただきましたけれど も、町民の視点で考えれば、法でどうなっていようと、先程1で示した期間と金額が私は過払いが あった、もしくは未払いがあった期間だというふうに考えます。それについては、どういう認識で しょうか。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

## 〇企業長 金城政光君

3名の飛び級の事案に関しましては、先程申した期間が過払いの期間というふうに考えておりますが、企業団の給与訂正におきましては、この過払いも未払いもあったということをご理解いただきたいと思います。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

## 〇4番 照屋仁士君

ここで申し上げたいのは、確かに当事者ご本人にはやはり未払い、過払いに関して払い戻す、もしくは支給する、そういったことは法に照らしてやるべきだというふうに理解しますけれども、一方では両町民、構成町に対して、その負担を与えたという結果で言えば、先程の私は期間、未払い、過払い期間がそれにあたるというふうに考えますし、その期間に発生した費用はいくらなのかということは総額で表示する必要が私はあると思います。これについてはいままで表示されていない、そういう理解ですが、よろしいですか。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

#### 〇企業長 金城政光君

お答えします。これがどのものにあたるかというのは把握してございませんで、大変厳しいと思

います。どこまで遡るかというのはわかりませんので、今回のこの問題については、そういう解決の仕方をしたということでございまして、全体としてはどうかというのは、ある意味深く掘り下げると、企業団というのも60年間の歴史があるわけでございますので、遡れないというところもあるのかなというふうには考えます。私の方もそのときの状況を把握してないので、いまの思いから言いますと、いつまで遡るのかというのは、ちょっと厳しいのかなと思います。

当時の判断としては、その分の過払い、未払いを算出して精算したというふうに考えております。

# 〇議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩 10時19分 再開 10時21分

再開します。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

照屋議員がおっしゃる額を示してはいません。

- 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。
- 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。私が言うこの総額、町民の皆さんはそこを私に対して指摘しているんですよ。さらに、今回の問題は、この対象3人だけではなくて、全職員に広がっているわけです。そういうことであればもっと算出が難しい状況ですけれども、議会としては町民の皆さんから僕に訴えがありますけど、発覚してからこの訂正されるまでの期間が未払い分、過払いがあった期間だというふうに私は認識していますし、本来であれば、可能かわかりませんけど、それを示した上で、でも2年、5年の処理をしたと、そういう説明をすべきだと私は思っています。これについてはあとでまた見解を述べる機会を作りたいと思います。

さらに3点目にいきますけれども、このアドバイザー会議からの提言書の中には、文中に昇任・ 昇格の人選は企業長を中心に行ったとあります。当時の企業は誰かお答え下さい。

〇議長 神谷信夫君 企業長。

#### 〇企業長 金城政光君

お答えします。平成12年当時の企業長は、故徳元武一企業長で、平成15年当時の企業長は、 城間正一企業長でございます。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

#### 〇4番 照屋仁士君

人事に関して最終的な決裁、または辞令交付の責任者について、この企業長で間違いないか、お答え下さい。

〇議長 神谷信夫君 企業長。

# 〇企業長 金城政光君

最終的な決裁者は企業長でございます。ただ、この事案に関して、企業長に責任があるかどうか というのは、私の方ではちょっと判断しかねます。

- 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。
- 〇4番 照屋仁士君

いま企業長の決裁ということで伺いました。次に人事や昇給について、いま企業長の決裁ということですけれども、両町の理事に関しては関与はあるのかどうかお答え下さい。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

課長以上を任免する場合においては、あらかじめ理事の同意が必要になります。

- 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。
- 〇4番 照屋仁士君

ということは、課長以上の人事に関しては事前に理事会で諮った上で、辞令等の決裁について、 最終的に企業長で行うと、こういう順番でよろしいですか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

そのように理解しております。

- 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。
- 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。次、4に移ります。先程の3に続いて、昇任・昇格時の決裁過程も不明というふうにこのアドバイザー会議の提言書には書かれています。人事に関する過程、いま答弁もいただきましたが、当時と現在とで比較して説明していただけますか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

昇任・昇格時の人事に関する決裁過程等につきましては、当時も現在も例規に基づき決裁が行われるべきものでありますが、条例・規則に基づかない昇任・昇格をさせた事例があったということでございます。

現在では、ダブルチェックを重ねて、例規に基づいて決裁を行っております。

- 〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。
- 〇4番 照屋仁士君

先程の答弁からこの質問に繋げると、結果としては条例・規則に基づかない昇任・昇給という事例が発生して未払い、過払いという状況に陥っているわけです。決裁の過程からすれば、いま課長以上、1点目は係長級ですから入らないのかもしれないんですけれども、課長級以上については、理事の責任もあるというふうに私は読み取れます。

これについては他の問題もありますので、次の機会にしていきたいと思いますが、現在は適正に 行われているものというふうに理解しますが、地公法とか、構成市町村との違いがあるかについて、 少し補足して答弁お願いします。

#### 〇議長 神谷信夫君 企業長。

#### 〇企業長 金城政光君

構成町の人事の決裁過程は詳しくは把握しておりませんが、それぞれの例規に基づいて決裁が行われているものと考えております。

〇議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

### 〇4番 照屋仁士君

有難うございます。私は、ここで無理な結論を出そうというふうには理解していません。あくまで町民の皆さんとか、構成町の同僚議員から託されていることについて、しっかり掘り下げていく、事実を明らかにするという視点ですので、この問題については今後も取り組んでいきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。以上で終わります。

## 〇議長 神谷信夫君

以上で、4番照屋仁士議員の一般質問を終わります。

次に、3番西銘多紀子議員の発言を許します。

## 〇3番 西銘多紀子君

おはようございます。では質問させていただきます。

まず、この質問書を出したときに電気料金が上がるということで大々的に報道がされていたので、ちょっと水道料金のことが気になりまして、今回質問書を提出させていただきました。

このときが電力が平均で36.6%の値上げ幅になり、6月の使用分から値上がりが実施される 見通しということで報道があったんですけれども、政府と沖縄県が電気料金の負担軽減策を実施し、 値上げ率は2.1%まで抑えられることとなりました。

水道料金の値上がりはあるのか伺います。お願いします。

## 〇議長 神谷信夫君 企業長。

### 〇企業長 金城政光君

お答えします。県内28市町村へ水を供給する企業局は、水の供給単価(受水費)を値上げする 方向で検討しております。

値上げの時期や値上げ幅については、未定ということではありますが、実施されますと当然、企業団の経営状況にも影響を及ぼすことから、水道料金の値上げの検討について行う必要があるものと考えております。

〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。

#### 〇3番 西銘多紀子君

値上げの時期や値上げ幅については未定ということなんですけれども、具体的なスケジュールが

全然決まってないということになりますでしょうか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

そういうことでございます。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

では、どのようなプロセスを経て水道料金が算出されているのか教えて下さい。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

ご説明いたします。まずは、1番目に用水供給単価の値上げ等に伴う経営戦略(財政収支計算)の 見直しを行います。

続きまして、2番目に総括原価の算定、3年から5年の間の給水原価の算出をいたします。その後、この給水、算出されました総括原価をもとに、基本料金、従量料金で回収する割合を決めるということになります。

要は、2番目でお客様に給水するのにどれだけの費用がかかるかを計算して、その後どういうふうに徴収するのかという方法を決めていくということでございます。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

有難うございます。こういう水道料金がどういうふうに算出されるのかというのは、広報などで 周知はあるのでしょうか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

広報等で十分やった上で値上げに踏み込んでいきたいと思います。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

いまの社会情勢からも値上がりするのかなということは考えられるんですけれども、値上がりする場合、決定して猶予期間半年とか、1年とか、そういった猶予期間というのはあるのでしょうか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

これにつきましても十分な周知期間を経て値上げの時期を決めたいと思います。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

過去の水道料金の推移を確認したいんですけれども、お願いします。

〇議長 神谷信夫君 経営課長。

## 〇経営課長 酒本隆志君

私の方からお手元の方に資料をお配りしていますので、先程、企業長が答弁した部分から補足して説明していきながら過去の推移、水道料金の経緯など説明していきたいと思います。

まず、お手元にお配りした資料1、水道料金がどういうような方法で算定されるかについては、 日本水道協会が発行しています水道料金算定要領に基づいて総括原価方式で算定していきます。

総括原価方式とは、何ぞやと言うと、概要として水道料金算定要領による方法で、減価償却費は 原価に反映するなど現金支出を伴わない費用を含めて料金を設定しますよと。

一番大きなメリットとして、将来の更新需要に備えた資金確保の観点から、その資産を更新していく維持費が規定されています。標準の資産維持率は3%ということで、その分が利益を出して、それを将来の資産の更新費用に充てていくというのが主な特徴です。

デメリットとしては、資産維持費を3%設定しますと利益が生じてきますので、それが何年も続くと内部留保資金が積もっていきますので、お金があるじゃないかというふうな見方をされるというデメリットもございます。これが先程企業長が料金算定について説明した総括原価方式の主な特徴です。

続きまして、その次のページお願いします。先程企業長は言葉で説明しましたが、ちょっと図化をするとこういう形です。維持管理費、通常の維持管理費、それと資本の費用ということで、それから使用料収入以外の収入を引いて、残りが必要な使用料収入ということになります。

続きまして、次のページお願いします。これは料金体系のイメージです。均一型というのは、基本料金を設定しますと、基本料金を超えた 1 立方いくらというのが同じ単価で続く設定の仕方です。下の方は、逓増型と言いまして、企業団の方はまず基本水量を 8 ㎡、その次に  $9 \sim 2$  0 、その次に 2  $1 \sim 3$  0 、 3 1 ㎡以上という 4 つの区分で従量料金を設定しています。

先程企業長が答弁しました料金改定する場合、この4区分でいいのか、区分をもうちょっと細分化するのか、あるいは区分を少なくするのか、どの区分をどれだけ値上げするのかという細かな算定に入っていきますが、まだ企業局からどれだけ値上げするというのが公表されていませんので、こちらもやろうにも動けない状態です。

ちなみに、企業団の企業局に払っている1年分の受水費が約8億円です。これが10%上がると8,000万円ということになってきますので、8,000万円の過不足がすぐ生じてしまいますので、単純に言いますと、この10%、8,000万円をどの区分からどれだけ値上げして埋め合わせるかというような細かな試算に入ってきますので、今後どこの水道事業体もこの計算、企業局から示された単価の次にどれだけやっていくかというのがこれからの課題だと思います。

ですから、その計算をするだけでも時間がかかると思いますし、料金を検討する場合、執行部だけでは決められませんし、理事、議会にも相談、いろいろ意見をお伺いしながら、基本料金を安くした方がいいのか、従量料金をもっと高くしようとか、いろんなやり方が出てきますので、その辺は議論しながら進めていければなと思っています。

最後のページお願いします。最後のページは、左側が沖縄県企業局の用水単価の推移です。右側が南部水道企業団の水道料金の推移です。ちょっと見やすいように帯をつけていますけど、企業局が値上げすると、うちも値上げしたというのが見て取れると思います。

このような形で今回企業局が料金値上げを検討しているということですので、向こうの上げ幅が どれだけによるかでうちの方もこれから計算に入っていくことになります。ちょっと大まかですが、 以上で説明を終わります。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

有難うございます。やはり両町民の関心事が水道料金が上がるのかという大まかな問題だと思うので、そのため値上がりはあるとは思うんですけれども、こういう方法とかでそういう算出方法とか、水道料金の歴史とかを周知していただければ、もっと関心をもってこういうふうに流れているんだなということで納得していただけることもあると思うので周知はしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

ホームページとか、広報を活用して周知をしていきたいと思っております。

- 〇議長 神谷信夫君 3番 西銘多紀子議員。
- 〇3番 西銘多紀子君

資料等わかりやすくてとても参考になりました。今回は、具体的なスケジュールがまだ全然見えてないということなので、いろいろ資料を使ってのご答弁有難うございました。以上です。

## 〇議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

## 日程第5. 報告第1号

## 令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

#### 〇議長 神谷信夫君

日程第5. 報告第1号・令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

企業長より報告を求めます。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

報告第1号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告します。

南郊水洋个类田个类

南部水道企業団企業長 金 城 政 光

内容は、経営課長が説明いたします。

- 〇議長 神谷信夫君 経営課長。
- 〇経営課長 酒本隆志君

令和5年6月5日提出

私の方から令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の説明をします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、資本的支出、建設改良費。

事業名が上から2段が国からの国庫補助事業の繰越です。下の2件が単独、自己資金のみで進めている事業になります。両方とも南風原の大名とか、津嘉山、兼城辺りの基幹管路を更新している工事になります。上記2件に伴う下も関連する工事なので、この4件が繰越になっています。

次のページお願いします。次のページは、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額、先程の工事に伴う各家庭への給水管の本管を入れ替えながら切り替えていきますので、その付帯となる工事分です。以上で繰越計算書の説明を終わります。

## 〇議長 神谷信夫君

これで、令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

### 日程第6. 議案第7号

## 南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

# 〇議長 神谷信夫君

日程第 6. 議案第 7 号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

- 〇議長 神谷信夫君 企業長。
- 〇企業長 金城政光君

議案第7号

南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

南部水道企業団水道事業給水条例(平成19年条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日提出

南部水道企業団企業長 金 城 政 光

提案理由は、民法の一部改正に伴い、給水条例の一部を改正する必要があるため提案します。

内容は、総務課長が説明いたします。

## 〇議長 神谷信夫君 総務課長。

## 〇総務課長 外間匠君

概要としましては、水道料金に適用されていた民法第173条が改正民法の施行により短期消滅 時効という制度自体が民法上消滅したことから水道料金は改正民法第166条によることとなった ため、条例を一部改正するものです。

1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団水道事業給水条例(平成19年条例第1号)の一部 を次のように改正する。

- 1 第31条の2見出し「(料金の債権放棄)」を「(料金の支払請求権の放棄)」に改める。
- 2 同条同項中、「民法(明治29年法律第89号)第173条第1号の規定により消滅時効が完成した料金の債権については、これを」を「料金の支払請求権で消滅時効が完成したものを」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第31条の2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2ページ目をお開き下さい。2ページ目は、新旧対照表となってございます。お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 〇議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第7号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

休憩します。

休憩 10時48分

再開 10時49分

再開します。

先程、照屋仁士議員の一般質問の際に一旦休憩がありましたが、議長再開の答弁がなくて申し訳 ありませんでした。追加して訂正したいと思います。

それではいまの案件に戻りたいと思います。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和5年第2回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って本定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理 を議長に委任することに決定致しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年度第2回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号1番)神谷 秀明

署名議員(議席番号2番)上原 勝彦